東京都立杉並総合高等学校出張販売に係る業者選定について

都立杉並総合高等学校では、下記のとおり出張販売に係る業者選定を行います。希望される方は、条件等をご確認の上、提出期限までに必要書類を提出してください。

- 1 販売期間 令和5年4月1日~令和6年3月31日(1年間)
- 2 販売場所 センター棟 1 階 ラウンジ奥スペース

3 経費

- (1)使用料は免除する。
- (2) 水道料、電気料等建物の使用に伴う経費(光熱水費)は使用者の負担とし、学校長と使用者の間で協定書を作成する。なお、光熱水費の計算については、昭和45年2月18日付45教総経発第23号「行政財産の使用許可に伴う光熱水費の計算について」の通知中、「別冊B」を適用する。

4 使用条件

- (1) 販売は、本校授業日の昼食時(1~2時間程度、時間帯は別途指示する。)とし、 授業時間中は販売しないこと。
- (2) 販売品目は、パン・お弁当等とし、学校と事前に協議すること。高校生の昼食に ふさわしい栄養価のあるものが望ましい。また、取扱いや衛生管理の状況等について は、事故が発生することがないよう十分に注意すること。
- (3) 販売価格については、事前に学校長と協議し、承認を得ること。
- (4) 電子マネーを利用できることが望ましい。
- (5) 固定設備の設置は認めない。
- (6) その他出張販売についての必要な事項については、学校長の指示に従うこと。

5 提出書類

- (1) 出張販売承認願(様式1-3)
- (2) 販売予定品目・価格一覧表
- (3) 営業許可書(写)
- 7 提出・問い合わせ先

〒168-0073 杉並区下高井戸 5-17-1 東京都立杉並総合高等学校 経営企画室 担当 山口 電話 03-3303-1003